

令和5年長審第9号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和4年4月11日09時00分  
平戸瀬戸南方沖合の沖ノ六ツ瀬
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 19トン  
登 録 長 19.21メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 809キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備

Aは、平成8年5月に進水した中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、操舵室を船体中央よりやや後方に配し、同室にレーダー2基及びGPSプロッターを備えていた。

また、Aは、前示GPSプロッターが小さな水上岩や暗岩などを明確に表示せず、同プロッターの取扱説明書には、表示される情報が直接航海の用に供するためのものではなく、詳細な情報等については海図を参照するよう求める旨の記載があったものの、海図を備えていなかった。

#### (2) 沖ノ六ツ瀬の状況

沖ノ六ツ瀬は、平戸瀬戸南部の平戸大橋から南方約7海里沖合に設置された左舷標識である沖ノ六ツ瀬灯浮標東方至近に所在し、東西方向及び南北方向いずれも約150メートルの範囲に小さな水上岩及び水深が不明瞭で航行に危険な暗岩が散在する浅所で、その状況が海図W1249に表示されていた。

#### (3) a 受審人の経歴

a 受審人は、平成29年に小型船舶操縦士免許を取得後、運搬船の甲板員として時々操縦を任せられ、航行海域において、当時の船長（以下「船長経験者」という。）から口頭により離岸距離を教わり、令和3年から船長としてAに乗船していた。

また、a 受審人は、Aに乗船したのち、沖ノ六ツ瀬灯浮標西方沖合の航行経験が多数あり、同船と同程度の大きさの船舶が同灯浮標東方至近を航行するのを見掛けたことが1回あったことから、同東方至近も無難に航行できるものと思っていた。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか2人が乗り組み、補油の目的で、船首0.5メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和4年4月11日08時15分長崎県田平港<sup>たびら</sup>を発し、同県神崎漁港<sup>こうざき</sup>に向かった。

発航に先立ち、a受審人は、航行海域の浅所の状況を承知していなかったが、船長経験者から航行海域における離岸距離を教わっていたので、海図で浅所の状況を確認しなくても無難に航行できるものと思ひ、海図W1249を入手して浅所の状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、GPSプロッターを田平港付近から神崎漁港付近までの約10海里が表示される設定として作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たって平戸瀬戸南方沖合に至り、08時28分半少し前平戸川内港沖防波堤灯台（以下「平戸防波堤灯台」という。）から079度（真方位、以下同じ。）2.0海里の地点で、針路を192度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵によって進行した。

a受審人は、沖ノ六ツ瀬灯浮標に近づくにつれ、同灯浮標東方至近を航行すれば、平素よりも航程を短縮して早く神崎漁港に到着できると考えるようになり、08時58分半少し過ぎ平戸防波堤灯台から168.5度4.7海里の地点で、針路を165度に転じて続航した。

こうして、a受審人は、転針したとき、船首方410メートルのところ<sup>ところ</sup>に存在する沖ノ六ツ瀬に向首接近する状況となったものの、このことに気付かずに進行し、09時00分平戸防波堤灯台から168.5度4.9海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同瀬の暗岩に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風はなく、潮候は下げ潮の中央期に当たり、

視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器軸、同翼、舵軸及び舵板に曲損を、船尾部船底外板に破口を生じたものの、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、田平港において、神崎漁港に向けて発航する際、水路調査が不十分で、沖ノ六ツ瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、田平港において、神崎漁港に向けて発航する場合、航行海域の浅所の状況を承知しておらず、また、備えていたGPSプロッターが小さな水上岩や暗岩などを明確に表示しないものであったから、沖ノ六ツ瀬などの浅所に向首進行して乗り揚げることのないよう、海図W1249を入手して浅所の状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船長経験者から航行海域における離岸距離を教わっていたので、海図で浅所の状況を確認しなくても無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、沖ノ六ツ瀬に向首進行していることに気付かずに続航し、同瀬の暗岩に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月14日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎